

## 第4部 復旧・復興計画

### 第1章 復旧・復興事業の推進

#### 第1節 風水害時における復旧・復興事業推進のための基本方針

風水害時における復旧・復興事業については、総合的なまちづくりを中心とする震災復興とは異なり、公共施設の災害復旧事業と被災者の生活再建の個別対策が中心となるため、風水害時においては、復興推進会議等、特別な復旧・復興体制を規定しない。

なお、被害が全市域にわたって甚大であり、長期的な視点でかつ計画的に復旧・復興事業を実行するために必要と認められる場合は、地震災害対策計画編第4部に準じて、災害対策本部において復興推進会議を設置し、復興基本指針及び復興基本計画の策定等を決定し、また、復興事業の調整等を行うものとする。

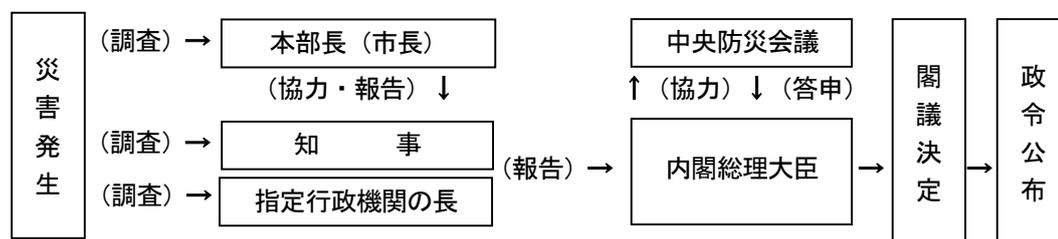
#### 第2節 激甚災害の指定

##### 1 激甚災害の指定手続き

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、激甚法という。）は、著しい激甚災害が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化及び罹災者の復興意欲を高めることを目的としたものである。

指定にあたっては、県が施設等の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じるので、財務対策部及び関係対策部は連携を図り、県が行う激甚災害に関する調査などについて協力する。

##### <激甚災害指定の流れ>



※「激甚災害」には、地域を特定せず災害そのものを指定する「激甚災害指定基準による指定（本激）」と市町村単位で災害指定を行う「局地激甚災害指定基準による指定（局激）」の2種類がある。

## 2 激甚災害にかかる財政援助の種類

財務対策部は、激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付にかかわる調書を作成し、県の関係部局に提出する。

なお、激甚法による特別の財政援助及び助成等の種類は、「地震災害対策計画編第4部第1章第2節 激甚災害の指定」を参照する。

## 第3節 災害復旧の推進

各対策部は、公共施設の復旧にあたっては、被災した施設の原形復旧を基本としながら、再度の災害による被害を防止するため、必要な改良事業を積極的に取り入れて施行する。

### 1 被害状況の調査と災害復旧の体制整備

災害が発生した場合、各所管施設について被害状況を速やかに調査し、緊急に災害査定が行われるよう対処するとともに、災害復旧の迅速な実施が図れるよう、必要な職員の配備、応援、派遣等の体制の整備に努める。

### 2 災害復旧事業計画

各種施設の災害復旧計画、原因となった自然的、社会的諸要因について検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当り、速やかに完了するよう施行の促進を図る。

なお、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定を受けるための計画を立て、査定を速やかに実施する。

### 3 災害復旧事業の促進

災害復旧事業が決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果をあげるように努める。

## 第2章 復旧・復興財源の確保

### 第1節 財政需要見込額の算定

応急・復旧事業、復興事業にかかる財政需要見込みは、風水害後の予算措置、財源対策、さらに国等への各種要望、激甚災害適用の前提となる基礎資料である。

このことから、財務対策部は、復興事業に関する事業概要及び財政需要見込額について、各対策部に照会・集約し、災害対策本部員会議に報告するとともに、以後、復興事業の進捗状況に応じて、財政需要見込額の見直しを行う。

### 第2節 財源確保対策

復旧・復興対策に関する財源は、市自らの確保するものと、国へ要望することにより確保するものがあり、具体的には、自主財源の確保、市債の発行、地方交付税、国庫補助金、復興交付金等によるものがある。

#### 1 自らの取り組みによる財源の確保

財務対策部は、財政調整基金等の活用や他の事業の抑制等により自主財源の確保を図るとともに、財政需要見込額の照会とあわせて災害復旧事業債の起債所要額をとりまとめ、起債協議等の手続きを行う。

#### 2 特例措置の要望

財務対策部は、本市において大規模な風水害が発生した場合には、復旧・復興のための国庫補助金や復興交付金、地方交付税の繰り上げ交付など、速やかな財政措置が図られるよう、県を通じて国に強く働きかけ、財源の確保に努める。

#### 3 公共施設の被災にかかる財政援助

公共施設が災害により被害を受けた場合の災害復旧事業について、一定の要件に該当するものは、国が経費の一部を負担又は補助する制度が設けられている。

なお、主な災害復旧事業とその根拠法令等は、「地震災害対策計画編第4部第3章第2節 財源確保対策」を参照する。

#### 4 その他地域復興のための必要な措置の実施

##### (1) 農林漁業災害資金

経済対策部は、被災した農林漁業者又はその組織団体に対し、生産力の維持増進と経営安定化を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給及び損失補償を実施する。

## (2) 中小企業復興資金

経済対策部は、被災中小企業が早期に経営の安定が得られるよう、(株)日本政策金融公庫及び(株)商工組合中央金庫が行う融資制度の周知・あっ旋を行うとともに、地域の金融機関に対して、中小企業向け融資の配慮について協力を求める。

## 第3章 生活再建支援及び地域復旧対策計画

### 第1節 被災者の生活再建支援対策

風水害により被害を受けた市民の自力再建を促し、安定した生活の早期回復を図るため、各対策部は住宅対策、経済的支援、雇用対策等を実施する。

なお、実施にあたっては、「地震災害対策計画編第4部第5章第1節 住宅対策から第5節 要配慮者対策及び第8節 復興広報及び被災者支援窓口」による。

### 第2節 その他地域復旧のための対策

市民生活の安定、社会経済活動の早期回復のため、各対策部は医療機関、社会福祉施設、社会教育施設の復旧・支援を進めるとともに、必要に応じて地域経済回復のための対策を実施する。

なお、実施にあたっては、「地震災害対策計画編第4部第5章第6節 医療・社会福祉施設の復興」から「第7節 文化・社会教育施設等の復興」及び「第6章 地域経済復興支援対策計画」による。

